

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**平成 29 年 2 月 23 日 答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 3件

**国 民 年 金 関 係** 2件

**厚 生 年 金 保 険 関 係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600342号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第1600036号

### 第1 結論

昭和52年\*月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年\*月から昭和54年3月まで

私が20歳になった昭和52年頃は、収入が少なく国民年金に加入していなかったが、給料がもらえるようになった21、22歳の頃に、母が加入手続をしてくれ年金手帳を受け取った。

国民年金保険料の納付については、未納期間の保険料をまとめて払うことができると聞いたので、母に保険料を渡して集金人に支払ってもらい、領収書を受け取ったことを記憶している。

請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者は、21、22歳頃に、請求者の母親が国民年金の加入手続を行ってくれ、母親に未納期間の国民年金保険料を居住地区の集金人に支払ってもらったと述べているが、請求者自身は、加入手続に直接関与しておらず、手続をしたとする母親も、加入時期及び加入方法について不明と回答している上、未納期間の国民年金保険料額及び納付時期については、覚えていないとしていることから、請求者の国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和54年12月頃と推認され、当該加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料を納付するには、第3回特例納付及び過年度納付によるほかないものの、市区町村においては、制度上、特例納付及び過年度納付に係る保険料を取り扱うことはできないことから、居住地区の集金人が当該保険料を集金することは考え難い。

さらに、請求者の母親が、請求者の主張どおりに集金人に国民年金保険料を支払うには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、別の手帳記号番号は見

当たらない上、請求期間の始期から請求者の手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同一区内に居住していた請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情もない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（神奈川）（受）第1600339号  
厚生局事案番号：関東信越（神奈川）（国）第1600037号

### 第1 結論

昭和54年9月から昭和55年7月までの請求期間及び昭和56年8月から昭和57年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和31年生

住 所：

#### 2 請求内容の要旨

請求期間：① 昭和54年9月から昭和55年7月まで  
② 昭和56年8月から昭和57年10月まで

私が最初に勤めていた会社を昭和54年8月に退職した後に、退職した会社からの連絡で自動的に国民年金の加入手続が行われたのだと思うが、役所から、世帯主である父親宛てに国民年金保険料の納付書が送られてきた。

送られてきた納付書は父親名義だったものの、自分の国民年金保険料として、次の会社に入社するまで請求期間①の保険料を定期的に納付していた。

次の会社を退職した後も、役所から送られてきた父親名義の納付書により、請求期間②の国民年金保険料を納付していた。

請求期間①が未加入による未納、請求期間②が未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、昭和54年8月に会社を退職後、自動的に国民年金の加入手続が行われ、役所から国民年金保険料の納付書が送られてきたと主張しているが、i) 請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和57年12月頃と推認されること、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の手帳記号番号は、請求者が婚姻した昭和57年12月から居住していた別の市を管轄する社会保険事務所（当時）から、婚姻後の氏名により夫婦連番で払い出されていることから、請求者の主張する加入手続時期及び加入手続状況と一致しない。

また、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金の被保険者となった日は、昭和56年8月1日となっており、同日前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないこ

とから、請求期間①当時、請求者は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

2 請求期間②について、請求者は、次の会社を退職した後も、役所から送られてきた納付書により当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、i) 厚生年金保険に加入していた請求者が、再度、国民年金に加入するには加入手続が必要となるところ、当該加入手続についての問合せに請求者から具体的な回答又は陳述を得ることができないこと、ii) 前述の推認される加入手続時点において、当該期間の保険料を過年度納付及び現年度納付により納付することが可能であるものの、請求者からは、納付方法、納付時期及び納付金額についての問合せに具体的な回答又は陳述を得ることができないことから、請求期間②当時の国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況が不明である。

3 請求者の主張のとおり、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

なお、請求者は、父親名義の納付書により請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険オンラインシステム等の調査の結果によると、父親の当該期間に係る国民年金の加入記録は確認できず、未統合の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600316号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1600157号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和19年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年4月3日から同年11月4日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格取得年月日が、昭和35年11月4日となっている。しかし、私は、同年3月に中学を卒業し、すぐに集団就職で同社に同年4月3日に入社したので、同日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の詳細な記憶及び複数の同僚の陳述から、請求者が、請求期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、請求者と同時期の昭和35年4月にA社に入社したとする複数の同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、いずれも同年10月又は同年11月に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、当該同僚の中には、「入社の際に女性の事務担当者から、半年間くらいは見習期間なので、厚生年金保険には加入しないと説明を受けた。仕事を覚えるのが早い人もいたので、見習期間は人によって違っていた。」と陳述している者もいることから、同社においては、請求期間当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B社は、請求期間当時の人事記録及び給与書類等を保管しておらず、厚生年金保険に関する取扱いについて不明と回答している上、請求期間当時の事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。